

阿南工業高等専門学校学生会監査施行規則

(平成13年5月11日)

(規則第4号)

第1章 総則

第1条 本規則は、監査を円滑に行うことを目的とし、監査委員は本規則によって監査を行うものとする。

第2章 役員構成

第2条 学生会の出納その他の監査は、学生会会則に定める監査委員によって行うものとする。

第3章 クラブ会計監査

第3条 クラブ会計監査は、毎年度末にその年の一次会計監査を行い、次年度初めに前年度の二次会計監査を行うものとする。また、監査委員が必要と認めた時にも行うものとする。

第4条 クラブ会計監査は、一週間の日数をもって行う。

第5条 監査の告示は、5日前までに行う。

第6条 原則として監査委員は、該当年度の一次会計監査及び前年度の二次会計監査を行う。

第7条 監査委員会が消耗品と認めた物品は、領収書等の書類監査のみとする。

第8条 監査委員会は、各部において消耗品として認める物品を、毎年度初めに各部長より提出されたリストにより決定し、各部あてに通知しなければならない。

第9条 各部長は、消耗品として認めてもらいたい物品のリストを、毎年度初めに監査委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第10条 各部の紛失物の監査は、部長の学生会会計に提出した書類により監査を行い、破損し、使用不能となった備品は、その備品を添えて監査を行うものとする。

第11条 会計監査の結果、学生会会則第31条第2号の規定に該当する部を認めた場合、監査委員は運営委員会に届け出なければならない。

第4章 クラブ活動監査

第12条 クラブ活動監査は、毎年度2回（原則として、前期・後期各1回）行うものとする。また、監査委員が必要と認めた時にも行うものとする。

第13条 クラブ活動監査は、一週間の日数をもって行う。

第14条 原則として監査委員は、該当年度内のみの監査を行い、必要ある時は前年度の監査も行う。

第15条 活動監査の結果、学生会会則第31条第2号の規定に該当する部を認めた場合、監査委員は運営委員会に届け出なければならない。

第5章 罰則

第16条 学生会会則及びその部の規約に違反したクラブは、一週間以上の活動停止から廃部までの処置に処する。

第17条 第16条の規定による罰則の処置は、評議員会で決定する。

第6章 雑則

第18条 この規則の改廃は、学生会会則の改廃に準ずる。

附 則

この規則は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。